

会 社 概 要

N K

中野工業株式会社

社 名 中 野 工 業 株 式 会 社

所 在 地 〒671-1121 姫路市広畑区東新町 2-78

電話番号 0 7 9 2 - 3 7 - 7 4 3 1

FAX 0 7 9 2 - 3 7 - 3 2 0 5

e-mail nakanokougyou.kk@gol.com

代 表 者 中 野 了 介

設 立 昭和 58 年 10 月 1 日

資 本 金 1 0, 0 0 0, 0 0 0 円

従業員数 14 名（事務職 2 名）

取引銀行 播州信用金庫広畑支店

兵庫信用金庫網干支店

姫路信用金庫広畑支店

営業許可関係

建設業許可

平成 5 年 6 月 30 日取得 (令和 3 年 6 月 30 日更新)

土木一式総合建設業

兵庫県知事許可(般-8)第 457774 号

労働者派遣事業許可

平成 30 年 12 月 1 日取得

厚生労働大臣許可(派 28-301563)

営業種目	各種工場内作業請負業務
	管工事及製缶・機械据付工事
	各種プラント内メンテナンス工事
	船舶艀装工事
	一般土木工事
	海洋土木工事
	碎石業務
	一般労働者派遣業務

派遣法 23 条 5 項により下記情報を提供します。

- | | | |
|-----------------|-----------------|-----|
| ① 派遣労働者数 | 0 名 | |
| ② 現在稼働中の派遣先数 | 0 社 | |
| 派遣可能な派遣先数 | 0 社 | |
| ③ 平均派遣料金 | 1 日(実働 8 時間)あたり | 0 円 |
| ④ 平均賃金 | 1 日(実働 8 時間)あたり | 0 円 |
| ⑤ マージン率(会社の利益率) | | 0% |

以下の項目の対象者は全派遣労働者とします。

- ⑥ キャリアアップに資する教育訓練に関してはその種類、内容を問わず有給(給与時間単価と同等またはそれ以上の金額、無休部分なし)、無償(実費負担なし)にて受けて頂きます。
- また、安全衛生法上の教育訓練等、その他の業務上の教育訓練に関しても同様とします。
- ⑦ 教育訓練を受けるにあたり移動が必要な場合は移動にかかる費用と同額を支給します。

- ⑧ 就業にあたり最低限必要な資格(玉掛技能、フォークリフト等)は就業前に取得して頂きます。(費用、給与は会社負担)

就業後必要となる資格は順次取得して頂きます。(同)

派遣先主催の教育訓練には無償、有給にて参加して頂きます。

- ⑨ 就業が決まった場合は原則として健康保険、厚生年金、雇用保険に加入して頂きます。

- ⑩ 雇用安定のためとった措置、実績を以下にお知らせします。

有期雇用契約から無期雇用契約へ 0 名

他の派遣先へ 0 名

当社他業種へ 0 名

- ⑪ キャリアコンサルティングの相談窓口は事務所内に設置、担当は代表取締役
中野了介とする。時期は随時。

連絡先、方法：口頭、電話(079-237-7431)、[mail\(nakanokougyou.kk@gol.com\)](mailto:nakanokougyou.kk@gol.com)

- ⑫ 新規派遣先企業の発生の場合は速やかに人材サービス総合サイトを更新、
情報を書面、インターネット上に公開します。

その他、雇用について知りたい情報があればハローワーク求人情報または人材サービス総合サイト、当社ページを参照願います。

個人情報は厳粛に保護して外部に流出することはありません。

令和8年1月21日

会社名 中野工業株式会社

代表者 中野 了介

住所 姫路市広畑区東新町 2-78 (Tel:079-237-7431)

(派 28-301563)

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

中野工業株式会社（以下「甲」という。）と中野工業株式会社全従業員代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

第1条 本協定は、派遣先で工場内製造業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 対象従業員については、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1「3」のとおりとする。

（一）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日付職発0827第1号「令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）別添1「賃金構造基本統計調査による職業別平均賃金（時給換算）」（厚生労働省）に定める「1501 化学製品製造従事者」の業務とする。

（二）通勤手当については、基本給与、賞与及び諸手当とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。

（三）地域調整については、就業地が兵庫県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「兵庫県」を用いるものとする。

（四）時間外労働手当、深夜・休日労働手当については、基本給、賞与及び諸手当とは分離し、第5条のとおりとする。

（五）①退職手当については、基本給、賞与及び手当とは分離し、前払い退職金とする。

②対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を別表1の「2」に定める額に6%を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）とする。

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
 - Aランク：10年
 - Bランク：3年
 - Cランク：0年

2 甲は、第7条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則、賃金規定第3章9条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当については、対象従業員の通勤手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、通勤に要する実費に相当する額とする。ただし、交通機関を利用しなければ通勤することが困難である従業員以外の従業員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによる。)が片道2km未満であるものを除く。

(賃金の決定に当たっての評価)

第7条 基本給の決定は、半期毎に行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は社員就業規則、賃金規定、第2章7、8条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、第4条第2項の昇給の範囲を決定する。

(賃金以外の待遇)

第8条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、社員就業規則、第3章、第19条から第26条までの規定を準用する。

(教育訓練)

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「派遣元教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第 10 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第 11 条 本協定の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める対象従業員の賃金の額を基礎として、対象従業員の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和 7 年 3 月 18 日

甲 中野工業株式会社 代表取締役 中野了介



乙 従業員代表

杉 謙一



別表2 対象従業員の基本給、賞与の額

等級	職務の内容	基本給額	賞与	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力、経験
Aランク	上級加工員(自ら業務遂行に必要な計画、工程の作成ができる)	1,600 ～	320	1,920	1,861	10年
Bランク	中級加工員(作成された計画、工程に従い自ら業務の遂行ができる)	1,400 ～	280	1,680	1,621	3年
Cランク	初級加工員(上、中級加工員の指示、助勢を受け業務の遂行ができる)	1,200 ～	240	1,440	1,266	0年

≧

備考

- 1 賞与については、半期ごとの勤務評価の結果により、A評価(標準より優秀)であれば25%相当、B評価(標準)であれば基本給額の20%相当、C評価(標準より物足りない)であれば基本給額の15%相当を支給する。
- 2 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、C評価(標準より物足りない)とみなして支給する。
- 3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額により比較するものとする。
- 4 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価であるB評価の場合の額により比較するものとする。